

生活指導の充実のために

学校は、子供たちが安心して生活できる場でなくてはなりません。そのために、清水小学校ではどのように生活指導の充実を図っているかを紹介させていただきます。

1 生活指導のベース

- ・教師一人一人が、児童・家庭・地域との信頼関係を築き、深める。
- ・全ての教師が学年学級の枠を超えて、清水小全児童のことをみる。

2 清水小学校の生活指導で大切にすること

【プラスの生活指導】

- できていないことを注意するだけでなく、児童一人一人のよさや成長の過程に目を向け、認め励ますことで児童の成長を支援する。
- 生活指導面で問題がない時こそ、次に起きる問題を予測し、先回りした指導を行うことで、心に響く指導を実現する。

3 児童・家庭・地域との信頼関係を築き、深めるために《体罰防止を徹底しながら》

【清水小学校 人権尊重・体罰根絶 8か条】

- ①いい授業を行う。②児童を呼び捨てにしない。③言葉づかいに気を付ける。
- ④指導をするときには、絶対に体に触れない。
- ⑤厳しい指導にならないように、事前に丁寧に指導をしておく。
- ⑥自分の子供だったら、という視点を常にもって指導にあたる。
- ⑦感情的にならないように、一呼吸置く等の工夫をする。
- ⑧なぜ叱ったのか、児童が納得できるまで丁寧に説明する。

(1) 教員一人一人の資質・能力の向上

- ①学期はじめと学期末、計6回の校内研修（体罰防止や人権尊重等）
- ②管理職と教員一人一人の面談の実施
- ③全教員年間3回の授業公開と管理職等からの指導・助言

(2) 組織的な指導体制

- ①毎週金曜日のいじめ防止対策の取組「ほっとたいむ」等、指導の在り方についての情報交換や協議等を実施する機会を常設し、よりよい指導を追究していく。
- ②「報告・連絡・相談」の徹底と迅速かつ継続的な対応ができる組織の充実。
- ③いじめ等深刻な事態が発生した場合及びその疑いがある場合には、学校いじめ対策委員会を中心に組織的な対応を充実させる。

(3) 家庭・地域との連携強化

- ①様々な問題について「学校運営協議会」で協議を行う。
- ②学校から積極的な情報発信を行い、家庭と情報を共有し、連携した指導を行う。
- ③関係諸機関との連携を密にし、多面的な指導・支援を行う。

【気になることがありましたら、いつでも学校に御連絡ください。】